

社会福祉法人 東峰村社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東峰村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に支給する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の定義)

第2条 この規程における「役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 評議員 社会福祉法人 東峰村社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第6条に規定する評議員をいう。
- (2) 理事 定款第18条に規定する理事（理事たる会長を含む）をいう。
- (3) 監事 定款第18条に規定する監事をいう。
- (4) 評議員選任・解任委員 定款第7条に規定する評議員選任・解任委員をいう。
- (5) 会長が委嘱又は依頼した各種委員及び相談員。

(報酬)

第3条 評議員に対しては、定款第10条の規定により報酬を支給しない。

- 2 理事のうち、会長に対しては、定款第25条の規定により、報酬を支給するものとし、それ以外の理事に対しては、報酬を支しない。
- 3 監事及び評議員選任・解任委員並びに、前条第5号に規定する各種委員及び相談員に対しては、報酬を支給しない。

(会長の報酬額等)

第4条 会長の報酬は、月額3万円とし、会長としての職務（理事としての職務も含む）に従事した報酬として支給する。

- 2 会長に支給する報酬は、職員に対する給与の支給に準じて月1回支給するものとする。

(費用弁償)

第5条 役員等が本会の評議員会、理事会、監事会、評議員選任・解任委員会、各種委員会その他の会議等に出席したときは、その費用弁償として別表に定める額を支給する。ただし、地方公共団体の職員及び本会職員を除く。

2 役員等が職務のため旅行したときは、本会旅費支給規程に基づき、費用弁償として旅費を支給する。この場合、前項に規定する費用弁償は支給しない。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める役員等の報酬及び費用弁償の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によりこれを行うものとする。

附則

- 1 東峰村社会福祉協議会役員及び評議員の費用弁償に関する規程は廃止する。
- 2 この規程は令和元年 6月 日から施行

別表（第5条関係）

役員等名	費用弁償額	
評議員	1回 1,000円	
理事	1回 1,000円	
監事	1回 1,000円（理事会・評議員会出席時） 1回 2,000円（監査時）	
評議員選任・解任委員	1回 1,000円	
生活福祉資金調査委員	1日 1,000円	
心配ごと相談員	1日 2,000円	
苦情解決第三者委員	1日 1,000円	